

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び 数量	子吉川（川西・久保田地区）堤防除草作業委託
契約担当官等の氏 名並びにの所属す る部局の名称及び 所在地	○分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 秋田河川国道事務所長 木越 養一 ○国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所 ○秋田市山王一丁目 10-29
契約締結日	令和 4年 4月 26日
契約の相手方の 氏名及び住所	由利本荘市長 秋田県由利本荘市尾崎 17
契約金額 (消費税及び地方 消費税含む)	2,343,000円 (税込み)
予定価格 (消費税及び地方 消費税含む)	非公表
随意契約によるこ ととした理由	別紙「契約理由書」のとおり
備 考	

契 約 理 由 書

1. 業 務 名：子吉川(川西・久保田地区)堤防除草作業委託

2. 契約相手方：由利本荘市

住 所 秋田県由利本荘市尾崎17

電話番号 0184-24-3321

3. 契約理由

本作業は、由利本荘市を流れる子吉川直轄管理区間において、堤防の保全、円滑な河川巡視の実現、良好な河川環境の保持等を目的とした堤防除草を実施するものである。

子吉川の本作業区間の多くは、昔から沿川住民の生活と本河川とが密接に、深く関わり合ってきた地域であり、現在でも住民の河川への関心は高く、日頃より河川清掃を実施するなど、河川愛護、美化思想も普及し、洪水等に対する防災意識も高い地域である。引き続き堤防除草を中心とした堤防監視、清掃等の河川管理の一部作業を委託することで、実作業を行う沿川流域住民の河川に対する関心や洪水等に対する防災意識、それに河川愛護、美化思想の維持を図り、地域と一体となった河川管理の実現に寄与するものである。

契約締結については、河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持を地方公共団体へ委託することが可能であることから、由利本荘市を相手方として特定し、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結しようとするものである。